

発行／三原市人権推進課
編集／三原市大和人権文化センター
所在地／三原市大和町下徳良107番地1
電話／0847-33-1308
FAX／0847-33-1308

三原市大和人権文化センターだより

第1回 人権学習会を開催しました！

10月11日(土)、講師に部落解放同盟広島県連合会顧問の政平智春さんをお迎えし、『無意識の偏見を自覚する』という演題で、ご講演いただきました。

自身における無意識の偏見に気づき、意識改善への取り組み方、あらゆる差別を解決するための課題を分かりやすくお話いただきました。

受講者の方から

- ・自分の「当たり前、常識」が偏見の可能性があると知った。
- ・無意識の偏見をとり除くために、日頃から「偏見」に気づき、意識する必要があると感じました。
- ・自分の中にあった無意識の偏見に気づかされました。これからは自覚するようにします。
- ・弱者になる人がいるということを意識していこうと思います。
- ・まだまだ差別が残っていることが分かった。
- ・講師のお話は分かりやすかったです。自分としては、人を見下す意識はないか問うていきたいと思います。
- ・たいへん良い講演会でした。市行政の継続した取組をお願いします。



第2回 人権学習会を開催決定！

日 時：12月3日(水) 10時00分～11時00分

ところ：大和人権文化センター 2階 集会室

演 題：「差別の歴史と取組」

講 師：部落解放同盟広島県連合会 顧問 政平 智春さん

今年度のテーマは

【今こそ学ぼう同和問題】

人権、同和問題について共に学びましょう。
多くの方のご来場お待ちしております

「登録型本人通知制度」へ登録をしましょう。

あなたの情報は大丈夫？

この制度は、三原市に戸籍や住民票の不正取得の抑止と個人の権利の侵害を防止することを目的として、本人以外の第三者に証明書を交付した場合に事前に登録した人に対して交付した事実をお知らせする制度です。

戸籍や住民票などが代理人や第三者に交付された事実を本人が知ることができ、不正請求および不正取得に対する抑止効果が期待されます。また、三原市がこの制度を導入していることが周知されることで「職務上請求書」の偽造や身元調査などの未然防止にもつながります。

(代理人または第三者から事前登録者に係る戸籍謄本などの交付請求があった場合に、交付を拒否し、交付の可否について登録した人に確認する制度ではありません)

登録受付窓口は、市民課及び大和支所、久井支所、本郷支所の各地域振興課です。

制度の詳細については、市役所市民課戸籍係(電話：0848-67-6175)へお問い合わせください。



市HP 二次元コード

大和地域センターくらしの相談開設

- にちじ 11月21日(金) 9:00～12:00
- ところ 大和人権文化センター 会議室
- 相談内容 くらしの相談
- 相談員2名で対応します。
- 次回は、12月19日(金)の予定
- 電話による相談も受け付けています
- 大和人権文化センター(0847-33-1308)

人権相談

人権侵害や差別などでお悩みの方は、人権相談員にご相談ください。
相談は無料で秘密は守られますので、気軽にご相談してください。

- と き 10:00～16:00(土・日・祝日は除く)
- ところ 三原市大和人権文化センター
- 電 話 0847-33-1308

人権のひろば



「私らしく暮らせるみはらプラン」～個性と能力が発揮できる社会をめざして～
(第4次三原市男女共同参画プラン) 令和4(2022)年3月施行について紹介していきます。

【第16回】

市ホームページ2次元コード



第4次プラン(2022(令和4)年度～2026(令和8)年度)の推進体制

市は、「三原市男女共同参画推進本部」(市が事務局)を中心に「三原市男女共同参画審議会」の意見を聴きながら計画を進め、主な施策の点検・評価を報告します。また、市は市民・事業者・男女共同参画の関係機関と連携・協働するとともに、状況を報告します。

国・県・近隣市町



施策の推進に参加・協力

連携・協力



三原市

状況の公表・報告



・市民

・事業者

・男女共同参画の
関係機関や団体

三原市男女共同参画推進本部

連携・協働

意見

施策の推進と総合調整

報告

三原市男女共同参画審議会

市の年次報告は次の2次元コードから



★きょうは何の日？ 11月 人権カレンダー



11月12日～25日 女性に対する暴力をなくす運動期間

内閣府の男女共同参画推進本部は、2001年に女性に対する暴力の予防と根絶に向けて、地方公共団体や民間団体との連携・協力のもと、毎年11月12日から25日までの2週間「女性に対する暴力をなくす運動」を実施しています。配偶者等からの暴力、性暴力・性犯罪、ストーカー行為、セクシュアルハラスメント等は重大な人権侵害です。今年は、「そのとき私たちにもできることがある」というメッセージから、DVや性暴力に気付いたら寄り添って話を聞く姿勢の大切さについて掘り、被害者救済と合わせて、人権意識の啓発をつうじて、問題の解決を図っていくとしています。